

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面
新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧												
<p>外国為替証拠金取引に係るご注意 (略)</p> <p>P2 外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面 <u>平成 29 年 8 月</u> (略)</p> <p>P6 ■取引の方法 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 注文あたりの 建玉制限</td> <td style="width: 50%;">1 注文につき 1,000 万通貨 まで (注 5)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>新規注文の制限</u></td> <td style="width: 50%;"><u>新規注文の受付は、未約定 の新規注文件数と建玉件数 の合計数量が 2,000 件まで とします。</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">取引手数料</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>P20 外国為替証拠金取引の手続きについて (略)</p> <p>(7) <u>注文の受付・制限・変更・取消</u> (略)</p> <p>b) <u>新規注文の制限</u> <u>お客様が新規注文を発注する時点におい て、未約定の新規注文件数と建玉件数の合 計数量が 2,000 件に達した場合、新規注文 を受け付けません。</u></p> <p><u>c)～d)</u> (略)</p> <p>以上 <u>(平成 29 年 8 月)</u></p>	1 注文あたりの 建玉制限	1 注文につき 1,000 万通貨 まで (注 5)	<u>新規注文の制限</u>	<u>新規注文の受付は、未約定 の新規注文件数と建玉件数 の合計数量が 2,000 件まで とします。</u>	取引手数料	無料	<p>外国為替証拠金取引に係るご注意 (略)</p> <p>P2 外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面 <u>平成 29 年 4 月</u> (略)</p> <p>P6 ■取引の方法 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 注文あたりの 建玉制限</td> <td style="width: 50%;">1 注文につき 1,000 万通 貨まで (注 5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">取引手数料</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>P20 外国為替証拠金取引の手続きについて (略)</p> <p>(7) <u>注文の受付・変更・取消</u> (略)</p> <p>(追加)</p> <p>以下項番繰り下げ <u>b)～c)</u> (略)</p> <p>以上 <u>(平成 29 年 4 月)</u></p>	1 注文あたりの 建玉制限	1 注文につき 1,000 万通 貨まで (注 5)	(追加)		取引手数料	無料
1 注文あたりの 建玉制限	1 注文につき 1,000 万通貨 まで (注 5)												
<u>新規注文の制限</u>	<u>新規注文の受付は、未約定 の新規注文件数と建玉件数 の合計数量が 2,000 件まで とします。</u>												
取引手数料	無料												
1 注文あたりの 建玉制限	1 注文につき 1,000 万通 貨まで (注 5)												
(追加)													
取引手数料	無料												